

外国人技能実習生雇入時健康診断実施業務委託仕様書

1 件名

外国人技能実習生雇入時健康診断実施業務委託

2 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年間）

3 履行場所

アイム・ジャパン トレーニングセンター1号館、2号館、3号館

1号館 埼玉県春日部市中央2-20-1

2号館 埼玉県春日部市中央2-21-10

3号館 埼玉県春日部市大畑7-3（予定）

4 実習生予定人数

1回の入国につき約300名分 年間11回

5 委託業務内容

(1) 労働安全衛生法に基づく「雇入時健康診断」の実施

- ① 「3 履行場所」の敷地内において巡回形式で行う。
- ② 健康診断実施日は双方が協議のうえ決定した1日間で行う。
なお、3館同日実施とする。
- ③ 特段の事情により受診できなかった実習生については、受託者が指定する医療機関で受診するものとする。

(2) 検査項目

- ① 内科診察（自覚症状、既往歴）
- ② 身長・体重・腹囲・BMIの測定
- ③ 視力検査
- ④ 聴力検査
- ⑤ 色覚検査
- ⑥ 血圧の測定
- ⑦ 尿(蛋白・糖)検査
- ⑧ 胸部X線検査
- ⑨ 心電図検査
- ⑩ 貧血検査
- ⑪ 肝機能検査

⑫ 血中脂質検査

⑬ 血糖検査

※特殊健康診断等の実施は適宜対応する。

6 検査報告

- (1) 業務完了後14日以内に、個人結果票および個人結果票の控え、実施報告書を書面にて送付し報告すること。
- (2) 検査で異常が検出された場合、検査報告書の送付とは別に、早急に報告すること。
- (3) 検査結果の報告に係る費用は、受託者が負担すること。

7 実施に関する注意事項

- (1) 健診時に必要な机、椅子等については発注者施設内のものに限り提供すること。
- (2) 検査等に必要な機器および必要機材は受託者が用意すること。
- (3) 会場の設営から機材の撤去まで受託者が定められた時間内にすべて行うこと。
- (4) 当機構より電子媒体にて受診者名簿の提供を受け、受診票・検査容器等を作成すること。
- (5) 医療資格が必要とされる検査においては、適切な資格を有する者を配置すること。
- (6) 胸部X線検査は「3 履行場所」敷地内にX線車両(全自動発電機搭載車に限る)を必要台数用意すること。
- (7) 当機構が指定する特殊健康診断等については適宜対応すること。

8 契約方法

単価契約とする。

9 支払方法

月ごとに実績支払いを行う(月1回)。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項、またはこの仕様書に疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者との協議のうえ決定するものとする。ただし、軽微な事項については、発注者の指示によるものとする。
- (2) 健康診断結果及び各種集計データは契約期間満了日から5年間保管することとし、その期間内は担当者の求めに応じ、速やかに提出すること。また保管期間を経過したデータについては速やかに破棄すること。